

令和 7 年 8 月 19 日 アフリカ豚熱全国担当者連絡会議

共通検討課題

農林水産省 消費・安全局動物衛生課
野生動物対策班

共通課題① 野生いのしし死体搜索（防疫指針及び基本方針）

【防疫指針】第24 1 (1)

…当該野生いのししが確認された地点及び感染源となり得ると考えられた地点を中心とした半径10km以内の区域において、死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししについて、ウイルスの浸潤状況の確認のために、原則として、遺伝子検出検査を実施する。特に、当該いのししが確認された地点を中心とした半径3km以内の区域については、浸潤状況の迅速な把握及び感染源の排除のため、関係機関が連携して、死亡した野生いのししを積極的に搜索し、遺伝子検出検査を実施する。…

【基本方針】第3節第9の3

(1)積極的死体搜索班の設置

・構成数

1つの搜索範囲につき、10～30人程度

※地形、季節、気象状況、野生いのししの生息状況等により適切な構成数とする

・構成員

家畜防疫員等（班の統括。対策拠点及び死体処理班との調整・連携を担当）

周辺地域の地理に詳しい者（森林担当部局員、狩猟・捕獲関係者等）

野生いのししの生態に詳しい者（狩猟・捕獲関係者等）

統括者の指示により搜索を行う者

防護柵などを設置・構築する者（別途作業班を設置することも検討する）

※家畜防疫員以外のものが統括する場合は、家畜防疫員の意見を踏まえた上での確に対応できる体制・準備などを行っておく必要がある。

※積極的死体搜索では、野生いのししの散逸・侵入防止のためのわなの設置などを併せて行うことから、特に狩猟・捕獲関係者の協力は不可欠である。

共通課題① 野生いのしし死体搜索

死体搜索班の構成及びルートについて

<課題となる背景>

- ・野生イノシシにおいてASF感染が確認された場合、農場対応と並行して、野生イノシシへの防疫対応が実施される。死体搜索に従事した家畜防疫員は、一定期間、農場対応から外れることになるため、長期間・多数の動員は難しい。
- ・死体搜索には山林に詳しい方の協力が必須となる。
- ・搜索範囲には、笹藪や放置林、耕作放棄地河川敷等のうち人の出入りが難しい場所でもイノシシの痕跡が確認される場合がある。
- ・積極的死体搜索のルート設定は、作業者の安全に考慮すべき。

<検討事項>

- ・積極的死体搜索の動員人数、ローテーションについて
- ・積極的死体搜索班の構成員について

共通課題① 野生いのししの積極的死体搜索（海外の事例）

	ハンガリー	チェコ	フランス	カナダ
死体搜索範囲	・国内の狩猟区（※）をリスクごとに分類し、<u>感染エリア</u>、<u>高・中リスクエリア</u>において実施。 （2025年7月24日現在、国内の全てが中リスクエリア以上となっている） ※ハンガリー国内は約1,400の狩猟区に分けられており、それぞれの狩猟区を管轄する狩猟協会が設置されている。	・ASF陽性死亡イノシシ発見場所を中心に設定された<u>感染区域</u>（※）において実施。 ※2017年の発生時は、死体が発見された郡全体（1,033km²）を感染区域に設定し、同区域内で実施。	・専門委員会との協議を経て食品総局（DGAL）により設定される<u>制限区域</u>（<u>感染エリアと観察エリア</u>）において実施。 ・隣国ベルギーでのASF発生時には、国境沿いの53自治体（約300km²）を「<u>ホワイトゾーン</u>」として設定し、同ゾーン内で実施。	・陽性確認直後は、連邦当局（CFIA）地域事務所が州環境部局等と協力し、<u>周辺地域の生息状況等から野生イノシシの行動範囲を推測して搜索範囲を決定</u>。 ・制限区域（PCZ）設定後は、<u>PCZ内で実施</u>。 ※PCZ（Primary Control Zone）：感染確認区域（野生イノシシの死体発見地点から3km圏内）＋制限区域（野生イノシシの発見地点から10km圏内）
死体搜索体制（実施主体）	・<u>狩猟者等</u>が実施（狩猟区を巡回）。 【参考】 狩猟者は各狩猟区の狩猟協会に料金を払って狩猟を行う。 感染エリアで狩猟する狩猟者は、採材や死体の取り扱いに関する教育訓練（1日）を受け、試験に合格した者のみ。	・<u>狩猟者</u>が実施。 【参考】 1体ごとに州獣医当局が報奨金（感染区域内では、1体当たり2～3万円）を支払うことで奨励。	・<u>環境部局</u>や感染拡大防止措置等について教育を受けた地域の<u>認定狩猟者</u>が定期的に実施。 ・環境部局や狩猟協会が主導し、<u>猟犬を使った搜索も実施</u>。 【参考】 ・死体の搜索を行う認定狩猟者は常に消毒キットを持ち歩き定期的に靴底消毒を実施。使用した車両や猟犬等の消毒についても規定がある。	・CFIAと制限区域を所管する<u>州当局</u>が実施。 （ドローンの使用や訓練を受けた人員や犬の使用も想定）

共通課題① 野生いのしし死体搜索 (積極的死体搜索班構成 モデルケース)

【積極的死体搜索班構成】

① 死体対応班が別に設置される場合

ケース1



ケース2



ケース3



実際の搜索時には、班内を分割することも想定

- ・搜索範囲ごとに人数を調整
- ・搜索範囲の中心では少人数で実施するなどし、周辺地域への散逸を防ぐ
- ・死体対応が翌日以降になる場合は、一時措置を実施する

② 死体対応班を兼ねる場合

ケース1



ケース2



- ・1班当たり4～5名
- ・状況により班数を調整

共通課題② 野生いのしし死体処理（防疫指針及び基本方針）

【防疫指針】第24 2

周辺野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1により発見した死亡いのしし及び捕獲された野生いのししについて、遺伝子検出検査の結果を待たずに、汚染物品として焼却、埋却、化製処理又は消毒を行う。併せて、当該いのししが確認された地点の消毒を徹底する。

【基本方針】第3節第9の2

(1)死体対応班の設置

・構成数

1班当たり4～5名程度

・構成員

家畜防疫員等（班の統括。検体の採取、対策拠点及び死体処理班との調整・連携を担当）

周辺地域の地理に詳しい者（鳥獣対策担当職員、林務担当局員、狩猟・捕獲関係者等）

野生いのししの生態に詳しい者（鳥獣対策担当職員、林務担当局員、狩猟・捕獲関係者等）

家畜防疫員等の指示に従い、補助等を行う者

市町村職員（現地調整・対応などを行う必要があるため。）

※家畜防疫員以外のものが統括する場合は家畜防疫員の指示に従って統括することとし、家畜防疫員の意見を踏まえた上での確に対応できる体制・準備などを行っておく必要がある。

※必要に応じ、土地の管理者、警察、自治会が構成員に加わる。

共通課題② 野生いのしし死体処理（基本方針）

【基本方針】第2節第11の1

基本方針に沿って発見された野生いのししの死体等については、第3の1の（1）及び（2）に規定する場合を除き（※）、遺伝子検出検査の結果を待たず、法第23条又は第25条の2に基づき、**汚染物品として処理**する。この処理に当たっては、原則として以下の対応により行う。

① 法第23条に基づき、2に示す方法を参考として、**焼却し、又は埋却**する。**化製処理を行う場合についても**、原則として

野生いのししの死体等は患畜の死体と同様に**最終的には焼却し、又は埋却**する。

② 野生いのししの死体等が山林内等の生活環境に近接しない場所にあり、かつ、当該死体等の運搬が困難である等のやむを得ない場合は、法第25条の2に基づき、3に示す方法を参考として、**野生いのししの死体等の消毒**を行う。

③ 野生いのししの死体等は原則として**発見当日中に処理を開始**するものとする。ただし、発見時刻が遅い場合や荒天が予想される場合等のやむを得ない理由により、発見当日中に対応の開始ができない場合は、応急処置として、ブルーシート等で死体を被包し周辺を消毒の上、電気柵等で死体を囲む等の**野生動物による接触防止措置を行うことで、2日間を目安として処理の開始を延期することができる。**

※第3の1の（1）：既に埋置されている場合、

第3の1の（2）：既に廃棄物として処理されている場合

共通課題② 野生いのしし死体処理

処理方法の選択及び適切な方法について

<背景>

- ・感染が疑われる野生イノシシの死体が発見された場合、搬出して処理するか、発見地点近くに埋置するかを判断する必要があるが、具体的な判断基準や目安等がない。
- ・ウイルスの特性を考慮し、死体の処分は焼却を第 1 選択と考えているが、対応可能な施設が少ない状況。
- ・死体対応時に消毒が不十分であると、作業者自身がウイルス拡散の原因となりかねない。
- ・死体を埋却後、野生動物の掘り返しを防ぐためには覆土や電気柵では不十分との声がある。

<検討事項>

- ・感染が疑われる野生イノシシの死体の処理方法の選択について
- ・野生イノシシの死体の搬出方法について
- ・野生イノシシの死体埋却時の効率的な作業方法および埋却後の管理について

共通課題② 野生いのしし死体処理（海外の事例）

	ハンガリー	チェコ	フランス	カナダ
死体回収体制	・<u>狩猟者（※）</u>及び<u>県当局</u>が実施。 ※感染エリアで狩猟する狩猟者は採材や死体の取り扱いに関する教育訓練（1日）を受け、試験に合格した者のみ ※狩猟者が実施する場合も費用は当局が負担	・感染区域内で死亡または狩猟された野生イノシシの死体回収は、<u>感染拡大防止の訓練を受け、専用の防護服を身に着けた狩猟者もしくは州獣医局職員</u>が実施 ・それ以外の者は死体に2m以上接近することは禁止	・ホワイトゾーン内で発見された死体や狩猟された死体は、<u>環境部局の技術者</u>もしくは<u>公的獣医官／認定獣医師</u>が回収。	・<u>州当局</u>主体で実施。
死体処理方法	・専用の回収箱もしくは袋（ドリップを防止する容器）に入れられ、化製場でEU規則カテゴリー I 物質（※）としてレンダリング処理。（同じ狩猟区内であれば、フェンスで囲んだ穴に埋設も可能） ・死亡イノシシの発見地点は、州当局が、ASF ウイルスに対して有効な承認消毒薬（ビルコン、消石灰、次亜塩素酸ナトリウム等）で消毒する。 ※カテゴリー I 物資：EU規則によりもっとも厳格な取扱いが規定されている動物性副産物（死体等）。TSE等の人獣共通感染症に感染した疑いのある動物由来の物質で、原則として埋却か焼却で処理する。	・死体は包装された上で専用の輸送車により輸送。 ・公的獣医官の監督下でレンダリング施設で処理。 ・死亡イノシシの発見地点は消毒する。 ・発生当初は公的獣医官が消毒を実施していたが、現在はバイオセキュリティ研修を受けた狩猟者が消毒を実施している。 ・消毒は消石灰、ビルコン、ヨードホル製剤等の消毒薬で行う。	・専用の死体運搬車で専用死体回収場所に運搬。 ・生物多様性（OFB）技術者、公的獣医官または認定獣医師による採材後、レンダリング業者により適切に処理。	・その場で処分する場合は、焼却、埋却またはその両方 ・その場で処分できないときに限り、許可を得た場所（レンダリング施設、埋め立て地等）に密閉状態で死体を輸送し、レンダリング処理、埋却、焼却、たい肥化を行うことができる。

(参考) チェコにおける野生イノシシの死体処理



① 梱包前の死体



② 死体につけるシール



③ 梱包された死体



④ 血液検体



⑤ 専用の防護服を装着した者が死体を回収

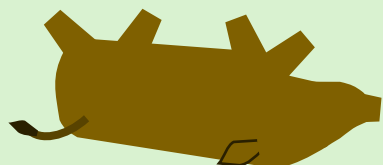


⑥ 死体をレンダリング施設に運ぶ専用車両

出典：チェコ国家獣医局

共通課題② 野生いのしし死体処理（想定される方法）

山林等

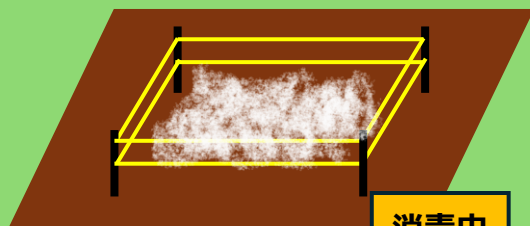


野生イノシシの死体
（汚染物品）

オプション1

消毒（発酵消毒）

・野生イノシシの死体が、生活環境に近接しない場所にあり、運搬が困難である等のやむを得ない場合に実施する。



消毒中

運搬

ソリ、背負子、カゴ、担架等

- ・納体袋等にいれ体液等の漏出を防ぐ。
- ・必要に応じて、死体の輸送に迫行して、消毒薬の散布を行う。
- ・死体を解体して搬出する場合、家畜防疫員（獣医師に限る）により徹底した交差汚染対策を講じる。

運搬用車両等

- ・原則として、密閉車両を用いる。
- ・密閉車両を用意できない場合には、運搬物から体液などが漏出し周囲の汚染防止措置を講ずる。
- ・原則として、農場付近を通過せず、畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

埋却地

オプション2

埋却

- ・ASFウイルスの環境抵抗性、野生イノシシとの接触リスク等を踏まえ慎重に検討する必要がある。

焼却施設

オプション3

焼却

- ・施設の構造及びその取扱方法により、交差汚染が生じやすい状況が生じる可能性があるため、事前に施設管理者との協議・検討を行い、適切な方法で処理を行う。

化製場等

オプション4

化製処理

- ・原則、最終的には焼却し、又は埋却する。

おわりに

- 積極的死体搜索や死体処理については、現場の状況、発生状況等を踏まえつつ、対応いただく必要があります。
- 基本方針は「初期段階の防疫措置」に焦点をあて、策定されています。
- また、その内容については、研究事業や演習等の結果、各都道府県の防疫計画等を踏まえ、必要に応じて、専門家にも相談しながら見直しを検討していきます。
- 各都道府県におかれては、地域の実状に即した対応を実施いただけるよう、防疫演習の実施や防疫計画の策定等を進めていただきますようお願いいたします。



防疫計画については、今年度中をめぐり一度ご提出をお願いします。
また、防疫演習を未実施の場合は、実施いただくようお願いします。

お困りのことがあれば、動物衛生課野生動物対策班までお問い合わせください。